

第8回新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議
(新型インフルエンザ等対策本部会議) 議事録

日時：令和2年4月24日（金）18：30～18：52

場所：第三応接室

○坂本危機管理局次長

ただ今から、第8回、通算15回目の新型コロナウイルス感染症に係る危機対策本部会議、新型インフルエンザ等対策本部会議を開催いたします。

なお、本日の手話通訳者は、障害福祉課手話通訳者 山上美紀さんと、障害福祉課主査 長尾和歌子さんです。

はじめに、統括調整部長から説明があります。

○貝守統括調整部長

危機対策本部の対応状況の資料を御覧いただきたいと思います。

本日の開催趣旨は、新型コロナウイルス感染症対策に関する青森県対処方針についての報告。そして、緊急事態措置の追加についての報告でございます。

県の対策本部の各部の対応につきましては、前回の会議から追加変更があった部分はアンダーラインを引いてございます。後ほど、御確認をいただければと思います。

続きまして、新型コロナウイルス感染症に関する青森県対処方針と表題にございますペーパーを御覧いただきたいと思います。

令和2年4月16日に本県も緊急事態措置を実施すべき区域とされましたことから、国の基本的対処方針を踏まえまして、県において、今後の講じるべき対策について、下記のとおり県の対処方針を定めるものであります。

現在の状況ですけれども、全国的に感染拡大の傾向がみられており、本県においても感染拡大の防止に万全を期していく必要があるとしております。

基本目標ですが、本県における感染まん延や医療崩壊を回避するのが1つ。そして、地域経済や県民生活への影響を最小限に食い止めるという目標でございます。

3の重点対策ですが、ゴールデンウィーク期間中における接触機会の低減等の取組を徹底するというふうなことでございます。

5番目の緊急事態措置の内容につきましては、別紙の方に、一番最後の別紙をお付けしてございますが、この内容につきましては、後ほど御説明いたしたいと思います。

次のページをお開きいただきまして、対策実施に係る重要事項と書いてございます。

これは、国の対処方針やこれまでの知事の指示事項等に基づいて整理しているものでございます。

各部におかれましては、今後の対策の検討、立案、実施にあたりまして、この対処方針に基づいた対応をお願いするものでございます。

私の方からは以上です。

○坂本危機管理局次長

続きまして、健康福祉部長から説明がございます。

○有賀健康福祉部長

健康福祉部です。

健康福祉部と右肩にある資料の方を御覧ください。

新型コロナウイルス感染症、県内の感染者の状況ですけども、4月23日現在で感染者は計22名でありまして、そのうち14名の退院を確認しております。

3月23日が一番最初の判明でございまして、直近が4月11日、以降は新規の発生はございません。

検査の状況ですが、23日現在で561件となっております。

相談センターの相談件数は、次の別紙のとおりでございます。

更にもう1枚おめくりいただきまして、第1回青森県新型コロナウイルス感染症対策専門会議ということで、こちらについては、本日、17時30分から18時ということで開催してございます。

委員の名簿、委員の構成については、次のページの名簿のとおりとなっております。

健康福祉部からは以上です。

○坂本危機管理局次長

次に、改めまして統括調整部長より御説明いたします。

○貝守統括調整部長

横長の新型コロナウイルス感染拡大防止のための青森県における緊急事態措置等（追加措置）と表題のあります資料を御覧いただきたいと思っております。

いわゆる休業要請というふうな措置を追加したいというものでございます。

区域は青森県全域。

期間は4月29日から5月6日まで、いわゆるゴールデンウィークの期間中というふうなことでございます。

実施内容ですが、新型コロナウイルス感染症のまん延防止に向けて、特措法第24条第9項に基づき、施設の管理者に対し、感染拡大に繋がるおそれのある施設の使用停止の要請等を実施するものでございます。

なお、先ほど開催されました専門家会議におきまして、この内容を御説明し、専門家会議からは、県の措置は感染者発生状況等を踏まえれば、一定の効果があると認められるもの、というふうな御意見をいただいております。

それでは、内容について説明いたします。

まず、1枚おめくりいただきまして、休業要請を行う施設でございます。

この要請内容は、施設の使用停止の要請であります。

施設の種類としては、遊興施設等、内容はキャバレー、ナイトクラブ、バー、インターネットカフェ、漫画喫茶、カラオケボックス等でございます。

そして、次が劇場等というふうなことで、映画館等でございます。

集会、展示施設は、ここにありますが集会所、公会堂、展示場であります。

運動、遊戯施設については、体育館、ポーリング場、スポーツクラブなどの運動施設。それから、パチンコ店、ゲームセンターなどの遊技場となっております。

その下、学習塾等については、自動車教習所、学習塾等です。

博物館等は博物館、美術館、図書館。

ホテル、又は旅館につきましては、ホテル、旅館。このホテル、旅館につきましては、集会の用に供する部分に限るものでございます。

それから、商業施設について、休業要請を行う施設は、生活必需物資の小売関係等以外の店舗。それから、サービス業の方も生活必需サービス以外のサービス業を営む店舗というふうなことでございます。

学習塾以下の4つの種類につきましては、床面積の合計が1000㎡を超えるものに限るというふうなことでございます。

1000㎡以下のものにつきましては、次のページ、協力依頼というふうな形で休業の要請を行いたいというふうなことでございます。

学習塾、博物館、ホテル、又は旅館、商業施設は、先ほどの1枚目と同様の内訳でございます。

なお、床面積の合計が100㎡以下のものにつきましては、適切な感染防止対策を施した上での営業というふうなことで、協力依頼を行わないというふうなことでございます。

次のページ、基本的に休業要請を行わない施設、これにつきましては、適切な感染防止、これは次のページに別表として掲げておりますけども、適切な感染防止対策の協力要請を行うというふうなことで、ここに掲げております施設につきましては、休業要請を行わない。医療施設、病院等の医療施設。それから社会福祉施設等、生活必需物資販売施設。内容とすれば、卸売市場、食料品売場、百貨店、ホームセンター、スーパーマーケット等における生活必需物資売場、コンビニ、ドラッグストア等でございます。

食事提供施設につきましても、休業要請は行いません。飲食店、料理店、喫茶店等。

それから、宿泊施設につきましても、休業要請は行わないということです。

それから住宅、バス、タクシー等の交通機関等、それから工場、金融機関、観光所等、それから電力、ガス等のインフラ運営関係、それから飲食、衣料品の供給関係等、その他メディア、葬儀場、銭湯、質屋、獣医、理美容、ランドリー等々につきましても、休業要請を行わないということにしております。

そこで、2枚ほどおめくりいただきまして、協力金の額でございます。

青森県内の中小企業者への協力金として、法人につきましては30万円。個人事業主に対しましては20万円の協力金をお支払いするというふうな内容となっております。

対象となる方は、休業要請等の期間、全日にわたり休業要請及び協力依頼に御協力いただいた県内中小企業者でございます。

それから、特記事項でございますが、基本的に休業要請を行わないというふうなことで御説明した食事提供施設とホテルの関係でございますが、食事提供施設につきましては、休業又は夜8時から翌朝5時の間の営業を自粛するとともに、夜の7時以降の酒類、お酒の提供を自粛することにより、3つの密を避けるといったことに協力いただける場合は、協力金の支給対象となります。

宅配、テイクアウトサービスは除きます。

それから、ホテル、旅館については、宿泊部門の休業により、往来の抑制、外出自粛の取組に御協力いただける場合は、協力金の支給対象となります。

休業要請等の期間ですけれども、繰り返しになりますが、令和2年4月29日から5月6日まで。地域は青森県全域でございます。

なお、お問い合わせ先でございますが、この青森県新型コロナウイルス感染症拡大防止協力金に係ります事前相談窓口を開設する予定としております。

相談の開始は、明後日26日、日曜日、午前9時からということで予定しております。

受付時間は午前9時から午後5時、土、日、祝日を含むというふうなことで開設させていただきたいと思っております。

これは、事前相談窓口でございます。後日、コールセンターを開設する予定となっております。

まず、相談の対象は明後日からでございますので、よろしくお願いいたします。

私からは以上です。

○坂本危機管理局次長

続きまして、各部局から何か御発言があれば。

よろしいでしょうか。

それでは、本部長からの指示事項と県民へのメッセージがございます。

○三村本部長

指示をまず。

まず、指示事項でございます。

新型コロナウイルス感染症に係る対応についてであります。

先ほど、関係部長から説明がありましたとおり、ゴールデンウィークを控え、県境を跨いだ人の移動の増加や繁華街等への人出の増加が見込まれますことから、接触機会の低減と往来抑制の観点から、専門家会議における御意見も踏まえまして、誠に苦渋の決断ではありますが、ゴールデンウィーク期間を対象に感染拡大に繋がる恐れのある施設について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく施設の使用停止の要請、いわゆる休業要請等を行うことといたしました。

このことは、厳しい環境におかれた中小企業等の皆様方にとって、痛みの伴うものでありますことから、休業要請等に御協力いただいた中小企業、個人事業者の皆様に対しては、協力金を支給することとしたいと考えているものであります。

協力金に対しましては、早急に予算を措置し、制度の詳細について事業者の皆様方にお示しする必要がございます。

また、今後、休業要請等の内容や協力金の手続等について、事業者の皆様方から相談、あるいは問い合わせが多く寄せられるものと思っております。

事前相談窓口につき、速やかにコールセンター等を設置をし、影響を受ける事業者の立場に立って、丁寧に相談に応じるよう指示をいたします。

また、ゴールデンウィークを前に接触機会の確実な低減に向けて、県民の皆様方に対して、行動変容の必要性等について、より一層の周知を図っていく必要がございます。

このことから、あらゆる広報媒体等を活用し、分かりやすいPRを継続的に実施するように、これも指示をいたします。

政府対策本部からは、首都圏等の特定警戒都道府県における人々の行動分析に基づき、様々な対策が打ち出されております。首都圏等で起きていることが、本県でいつ起こらないとも限りません。感染まん延の防止を図る上で、必要となる取組について、常に先回りをして万全を期すよう指示をいたします。

今般、緊急事態措置の実施区域の拡大を踏まえ、県の対処方針を策定したところでありますが、この方針に則り、感染防止対策の充実及び地域経済や県民生活への影響を最小限に留めるための施策について、全職員が一丸となって全庁体制で取り組むよう指示いたします。

以上、指示事項です。

県民の皆様方にお話させていただきます。

はじめに、新型コロナウイルス感染症への対応が長期化する中、医療関係者の皆様、介護・福祉施設等の関係者の皆様、そして各保健所等において、防疫検査業務を実施している方々には、日夜厳しい環境の中で必死に御対応いただいておりますことに対しまして、県民を代表し、改めて感謝申し上げます。本当にありがとうございます。また、御苦勞様です。

さて、ゴールデンウィークを控え、例年でありますと、この時期、御家族、御友人などと一緒に旅行や行楽など、楽しいひと時を過ごされることと思っておりますが、全国的に新型コロナウイルス感染症の感染拡大に歯止めがかからず、更にゴールデンウィーク中の人の往来の増加により、本県においても感染患者が増加する懸念が払しょくできません。

県民の皆様方には、既に不要不急の外出自粛などについて御協力いただいております。改めて感謝を申し上げますとともに、引き続きの御協力、お願い申し上げます。

そして、私といたしましても、甚だ心苦しく、まさに断腸の思いではありますが、特に首都圏、関西圏と特定警戒都道府県にお住まいの方々におかれましては、皆様の愛する故郷の家族や友人たちを守るため、何卒、今年だけは帰省すること、里帰りすることを我慢いただきたいと存じます。愛する故郷のために心からのお願いであります。

県民の皆様方には、何かとご不便をおかけいたしますとともに、寂しい思いをいただくこととなるわけですが、お一人お一人の行動が、私共青森県の未来を変えます。そして、今を守って参ります。御理解、御協力をくれぐれもよろしく、これはお願いいたします。心からお願いいたします。

さて、緊急事態措置の実施区域が全国に拡大されて1週間が経過し、接触機会の低減に向けた取組が浸透してきたところでありますが、一方でゴールデンウィーク中は、県境を跨いだ人の移動の増加や繁華街等への人手の増加が見込まれるところであり、いかにこれを抑えるか。そして、いかに人との接触機会を低減するかが、今後の感染患者発生の動向を左右するカギになるものと考えております。

また、こうした取組は、全国民が足並みを揃えて取り組むことによって、初めて効果が得られるものと考えております。

このことから、今般、専門家会議における御意見も踏まえ、苦渋の決断ではありますが、ゴールデンウィーク期間を対象に感染拡大に繋がる恐れのある施設について、新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づく休業要請等を行うことといたしました。

これにより、対象施設を運営されておられる方々には、少なからずの影響があるものと考えております。経済活動の停滞による影響が県内の幅広い地域、そして業種に及び、特に厳しい環境におかれた中小企業等の皆様方にとりまして、痛みの伴う要請となることは、私として、大変に心苦しい思いであります。

従いまして、休業要請等に御協力いただいた中小企業、個人事業主の皆様方に対しましては、協力金を支給することといたしたいと考えているところでございます。

協力金の金額についてでございますが、法人が30万円、個人事業主が20万円でございます。

また、飲食店、料理店、喫茶店などの食事提供施設やホテル、旅館につきましても、県民生活を維持していく上で必要な場合がありますことから、一律の休業の要請はしていませんところではありますが、食事提供施設にありましては、3つの密を避けるために有効な休業や営業時間の短縮等、ホテル・旅館にありましては、往来抑制、外出自粛の効果が期待できる宿泊部門の休業に御協力いただける場合は、協力金の対象とすることとしたものであります。

事業者の皆様方からのお問い合わせ等にお応えできるよう、26日の日曜日、午前9時から事前相談窓口を開設することといたしておりますので、県へのお問い合わせは今しばらくお待ちいただきたいと思います。

なお、県民の皆様方には、食料、医薬品や生活必需品に係る買い物について、3密とならないよう各店舗の取組みに御協力いただきますとともに、買い占めに繋がります過度なまとめ買いなどはお控えいただくなど、冷静な行動をとっていただくようよろしく、これもお願いいたします。

県としては、不安を抱えております中小企業の皆様方に少しでも安心していただけるよう、今後も地域経済や県民生活のために緊急に必要となる対策につきましても、適時適切に躊躇なく対応して参りますので、県民の皆様方、そして事業者の皆様方の御理解と御協力をお願い申し上げます。

どうぞよろしく申し上げます。

○坂本危機管理局次長

以上をもちまして、本日の対策会議を、本部会議を終了いたします。

○三村本部長

力を合わせて頑張っていきましょう。